

第三回福生市議会 定例 会会議録(第十一号)

昭和五十一年九月九日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が招集された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松 山 清 君
三番	原 田 生也 君	四番	
五番	木 田 治男 君	六番	村 尾 栄次 君
七番	鈴木 藤次郎 君	八番	山 崎 良之助 君
九番	竹 田 政勝 君	十番	指 田 保雄 君
十一番	宇佐美 良時 君	十二番	貫 井 喜代次 君
十三番	川 窪 清一 君	十四番	田 村 市 郎 君
十五番	小 林 菊 三 君	十六番	小 堀 仁 七 君
十七番	関 米 吉 君	十八番	東 田 正 治 君

十九番	大野行夫君	二十番	宮沢良一君
二十一番	高波忠君	二十二番	末次性男君
二十三番	岩田博君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

四番 村野武男君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長	古谷徳男君	議事係長	市川昭利君	主事	島田幸治君
				主事補	尾野幸恵君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎君	助役	篠崎俊夫君
収入役	橋本孝蔵君	教育長	町田倍二君
秘書職員課長	斉藤多市君	庶務課長	乙津宗吉君
企画財政課長	上野重勝君	環境保全課長	森田猛君
経済課長	生子国利君	福祉事務所長	八木房雄君
建設課長	森田進君	都市計画課長	内田和雄君

市 民 課 長	下 水 道 課 長	水 道 事 務 所 長	教 育 委 員 會 課 長	教 育 委 員 會 課 長
田 村 忠 雄	須 崎 進	高 水 求	淺 見 裕 康	小 野 光 朗
君	君	君	君	君
稅 務 課 長	用 地 課 長	會 計 課 長	教 育 委 員 會 課 長	選 舉 管 理 委 員 會 課 長
島 田 猛	黒 田 登	石 川 和 夫	古 谷 正 夫	井 上 久 男
君	君	君	君	君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一	會議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	一般質問
日程第四	議案第百一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第五	議案第百二号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
日程第六	議案第百三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例
日程第七	議案第百四号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例
日程第八	議案第百五号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する 条例
日程第九	議案第百六号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する 規約

日程第十

議案第百七号

東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する
規約

日程第十一

議案第百八号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部
を変更する規約

日程第十二

議案第百九号

東京自治会館組合理約の一部を変更する規約

日程第十三

議案第百十号

東京都市町村交通災害共済組合理約の一部を変更する
規約

日程第十四

議案第百十一号

東京都市町村消防団員等災害補償等組合理約の一部を
変更する規約

日程第十五

議案第百十二号

昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第三号）

日程第十六

議案第百十三号

昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第四号）

日程第十七

議案第百十四号

昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画
整理事業会計補正予算（第二号）

日程第十八

議案第百十五号

昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第一
号）

日程第十九

議案第百十六号

市道路線の認定について

日程第二十

議案第百十七号

市道路線の廃止について

午前十時 開会・開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十一年第三回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

十八番 東田正治君

十九番 大野行夫君

二十番 宮沢良一君

以上三名を指名いたします。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 岩田 博君登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) 御指名でございますので、去る九月三日に開催した議会運営委員会の結果について御報告いたします。

今次定例会の案件は、すでに御配付申し上げてあるとおり、長から提出された条例改正案五件、一部事務組合の規約変更六件、補正予算四件、及び市道の認定、廃止二件でございます。この扱い方については、お手元の資料のとおりほとんどが委員会付託になりますが、組合規約の変更議案は他市町村との関連もありますので、一括上程の上、即決をお願いし、さらに補正予算三号についても過日の全員協議会で説明されたいとあり、学習等供用施設建設にかかるものが主でありますので、工期の関係もあることから、理事者より詳細な説明を受け、慎重に審議の上、即決をお願いすることになりました。又、一般質問はお手元に御配付のとおりで、慣例によって通告順に願います。

日程はお手元に御配付のとりの順序でございますが、予定といたしました。今日は一般質問のみとし、時間内に消化し切れなかった場合は明日行うことにいたしましたので、お含みおき願います。これらを勘案し、会期中の休日や事務処理日数等を含めて、会期は本日より二十二日までの十四日間とすることになりました。

なお、理事者側から全員協議会の申し出がございましたが、そのうちきのうの基地からの油流出事故について、市長から特に全員協議会の申し出がございましたので、けさほど議会運営委員会を開きまして、本日開会後一般質問に先立って行うことに議会運営委員会は決定いたしましたので、御協力のほどをお願いいたします。なお、そのほかの全員協議会は、全日程終了後に行うことを委員会は了承しておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

以上のとおりでございますので、議事が議会運営委員会の決定により円滑に運ばれますようお願い申し上げまして報告いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お語りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されましたとおり、九月九日から九月二十二日までの十四日間と決定いたしましたと思いますが、これに御要議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって会期は十四日間と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

- 一、昭和五十一年第三回福生市議会定例会の招集について(別添参照)
- 二、議案の送付について(別添参照)
- 三、請願、陳情の受理について(別添参照)
- 四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、昭和五十一年七月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 先ほど議運の委員長より、けさほどの議会運営委員会によって、市長からの申し入れの油流出の件についての報告がございますので、暫時休憩いたします。全員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前十時八分 休憩

午前十時三十分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりしますので、通告の順に従い発言を許します。

五番 森田治男君。

(五番 森田治男君登壇)

○五番(森田治男君) 貴重な時間をお許しをいただきまして、私の一般質問に当たらせていただき感謝申し上げます。

会議規則第八十六条の規定により、すでに通告のとおり、私の一般質問は、第一点 防犯灯について、第二点 人事管理について、第三点 外国との姉妹都市提携について、以上三項目であります。

まず第一点、防犯灯についてお尋ねいたします。

本来、防犯灯は犯罪予防のために暗かりに設けたのでありますが、近年、車の増大などにより、交通事故防止にも役買っているのです。すなわち、本来の防犯的な役割りはもちろん、車社会における交通施設の一つになってきたと言っても過言ではないと思います。防犯灯として使用されている街路灯は白熱灯、蛍光灯、水銀灯などがありますが、維持管理、明るさにおいては、水銀灯が一番いいことは御承知のとおりでございます。都道においては街路灯として水銀灯を設置し、その効果は、あえて私が申し上げるまでもないこととあります。

そこで第一点の質問をいたします。

防犯灯としての役割りを果たしてきた白熱灯、あるいは蛍光灯を、年次計画を持って大幅に水銀灯に建てかえる考えがあるかどうか御質問申し上げます。

次に第二点、人事管理についてお尋ねいたします。

人事管理とは、労働力の効率的利用を図るための一連の計画的、体系的施策をいうのでありまして、人事管理の内容は、採用、配置、教育訓練、昇進、賃金、安全衛生、そして労働時間など、各分野に及び、非常に複雑多岐であります。今回の私の一般質問は、このうち配置、いわゆる人事異動と職員の教育訓練についてお尋ねいたします。

過日行われました一部課長、係長の異動につきまして、基本的にどのような考え方で行われたのか、これが第一点であります。

次に、財政難の折から新規採用はなるべく控えるという方針ですが、限度ある職員に、より効率的に、そしてより気持ちよく仕事ができ、市民サービスのために徹するという教育訓練をどのように行っているかお尋ねいたします。

次に第三点、姉妹都市提携についてお尋ねいたします。

外国の都市との間に親善友好関係を持つという意味合いから都市提携をするのが姉妹都市であります。日本では昭和三十年に長崎市とアメリカのミネソタ州のセントポール市が提携したのが最初であると言われております。縁組は地理的な類似関係とか、経済的な関係などで取り結ばれ、文化使節の交換、学生の交流、技術的、経済的援助などが行われているようですが、当市においても外国との間に姉妹都市を提携する考えがあるかどうか。

以上三点にわたり、市長はじめ関係課長の意欲ある答弁を求めます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

第一点、防犯灯について、これについては年次計画を持ちまして、水銀灯に切りかえるよう嚴重な指示がしてございます。先日、森田先生にはアメリカに行ってもらって、アメリカまではいかないかもしれませんが、市の財政力に見合うだけは一生懸命やっております。これにつきましては後ほど担当課長より詳しい内容を申し上げます。

人事異動でございしますが、そのうちの、どのような考え方で動かしたのかどうかということでございます。御指摘のように、市の行政を運営してまいりますのは、人事の適正なる配置が最も重要なものでございます。官庁の通例といたしまして、大体地方自治体におきましては非常に長いところもございすけれども、二、三年というところが一般的でございます。これはやはりマンネリ化を防ぐという意味があると思ひます。

当市役所におきまして、非常に長く同一ポストにとどまった例があるわけでもございますけれども、やはりマンネリ化を防ぐという意味から大体三年目くらいをめどにいたしまして、適任適所という観点も加えまして異動をしたわけでございます。経験の浅い者につきましては、やはり各部所を体験させまして、市全般を見る目を養うというようなことも必要でございまいしょうし、又、若い職員につきましては、その者の能力の開発と申しまいしょうが、又、可能性を引き出すと申しまいしょうが、その者の得意な能力を見出すというようなことも加味されるわけでございます。つい最近までは大事な息子、又、お嬢さんをお預かりをしてありますので、悪くなつては大変でございすから、私たちも

責任を持って若い職員を育てなければいけないということも加味いたしまして、あながち適在適所でなくても、その人間を向上させるような考えも多少は入っていることは事実でございます。大変に長々申し上げましたが、一番の主眼といたしますれば、やはり三年くらいを目途として異動をしたということでございます。

次に職員の教育訓練でございますけれども、十分に試験をし、人物テストもし、採用いたした職員でございますけれども、大ぜいの中でございますので、あるいは議員の先生方にもお氣にめさないことも多々あるのではないかと思います。その点、私も大変に気がかりでございます。一に教育に待つべきものでございまして、教育につきましては他市に遜色のないようにはやっているつもりでございます。内容につきましては後ほど担当課長の方から申し上げますが、やはり私は理論的には上に立つ者—管理者は身を持って範を示すというような態度は必要であるうと、そしてそれに感化をしていくというのが本当の教育であるとは考えております。ただ現在の学校教育でございしますので、そういうことばかりも言っておられませんので、研修所をお願いをし、

自治大学にもお願いし、又、市独自におきましては教育に心がけているわけでもございますけれども、議員の先生方におかれましては、ぜひひとつ職員の指導方につきましては、改めてお願いを申し上げる次第でございます。後は担当課長から細かいことを申し上げます。

姉妹都市につきましては、私はやはり持つべきだという考えを前々から持っております。ちなみに現在の日本の自治体の姉妹都市関係を申し上げますと、ただいま全国に六百四十四市がございまして、外国と姉妹都市関係を結んでおりますのは、六百四十四市のうち百四十二市でございます。東京都におきましては立川、青梅、日野の三市が外国と姉妹関係を結んでおります。それから国内同士の姉妹都市と申しますと、六百四十四市のうち七十三組ございます。東京都におきましては八王子市が日光市と結んでおります。それから武蔵野市は富山県の利賀村という村と、三鷹市は福島県の矢吹町という町と結んでおります。現状はそういうことでございますけれども、この姉妹都市は現在のところやはり市の歴史的背景が共通であるとか、昔歴史的な関係があったとか、あるいは又、市の形態が非常に似ているとかいうような